

第 7 8 号議案

足立区住宅基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅基本条例の一部を改正する条例

足立区住宅基本条例（平成 6 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「開発事業」を「開発事業等により住宅の供給」に改める。

第 2 章の章名中「足立区住宅マスタープラン」を「足立区住生活基本計画」に改める。

第 6 条の見出し中「マスタープラン」を「基本計画」に改め、同条第 1 項中「計画的かつ総合的に」を「総合的かつ計画的に」に、「足立区住宅マスタープラン（以下「マスタープラン」を「足立区住生活基本計画（以下「基本計画」に改め、同条第 2 項中「マスタープラン」を「基本計画」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

（ 1 ） 良質な住宅の確保と良好な住環境を実現するための基本目標

第 6 条第 2 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前 2 号の目標及び目標量」を「前号の目標」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 3 項中「前項のマスタープラン」を「基本計画」に改める。

第 7 条中「前条のマスタープラン」を「基本計画」に改める。

第 8 条第 1 項中「障害者」を「障がい者」に改める。

第 9 条中「又は整備」を「若しくは整備又は住替え」に改める。

第 1 1 条中「障害」を「障がい」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区住宅マスタープランの名称及び定める事項を改めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。